

雲仙岳災害記念館 指定管理者審査基準及び採点結果

＜雲仙岳災害記念館条例に規定する指定管理者の指定基準等＞

- (1) 住民の平等な利用を確保できること。
- (2) 記念館の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の削減を図ることができること。
- (3) 管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力があること。
- (4) 県との連携が十分に図られること。
- (5) 民間活力の活用と他団体との連携を積極的に行いながら、経営の改善を図ることが可能な計画であること。

事業計画書 項目	審査項目	配分	満点 ×7	シダックス大新直 ヒューマンサービス	団体A	備 考
1 雲仙岳災害記念館の管理運営方針に関する事項						
1(1)	申請を行う理由及び目的について	15	105	85.5	61.5	
1(2)	地元雇用や県内発注の考え方について	20	140	126	58	
1(3)	館の目的、管理運営の基本的な考え方を実施していくための計画について【特定事項】	20	140	106	76	【特定事項】
1 小計 55点満点		55	385	317.5	195.5	
2 雲仙岳災害記念館の管理運営内容に関する事項						
2(1)	常設展示について	5	35	23.5	15.5	
2(2)	雲仙・普賢岳噴火災害の教訓の伝承による防災意識の醸成、島原半島の魅力の発信、交流促進等について【特定事項】	15	105	82.5	49.5	【特定事項】
2(3)	利用許可、利用料金に関する業務について	5	35	24.5	19	
2(4)	記念館施設・付属設備等の維持及び修繕に関する業務について	5	35	23	14.5	
2(5)	評価システム・モニタリングシステムの構築・運用について	5	35	23.5	14.5	
2(6)	自主事業の計画について	30	210	156	105	
2 小計 65点満点		65	455	333	218	
3 雲仙岳災害記念館の管理運営体制に関する事項						
3(1)	明確な責任体制の構築等	5	35	26	17	
3(2)	職種と人数について、人員に対する考え方、適切な勤務体制の確保について	5	35	28.5	13.5	
3(3)	人材育成の取組について	5	35	20.5	15.5	
3(4)	引継業務への対応について	5	35	23	17.5	
3 小計 20点満点		20	140	98	63.5	
4 収支に関する事項						
4(1)	収支計画の妥当性について【特定事項】	15	105	70.5	49.5	【特定事項】
4(2)	収入の確保と経費の削減の方策について	15	105	70.5	43.5	
4 小計 30点満点		30	210	141	93	
■ 団体の概要						
1	団体の概要について、財務状況等について【特定事項】	15	105	93	42	【特定事項】
2	類似施設の管理実績について	15	105	90	46.5	
団体の概要 小計 30点満点		30	210	183	88.5	
(合計)200点満点		200	1400	1072.5	658.5	